

中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の一部改正（案） 新旧対照表

新（改正後）	旧	備考															
<p>(組織及び役割)</p> <p>第3条 自治協議会には、次に掲げる部会を置くものとする。</p> <p><u>(1) 地域活性化部会</u></p> <p><u>(2) 福祉・安心安全部会</u></p> <p><u>(3) 地域と学校部会</u></p> <p><u>(4) 水辺とみなと部会</u></p> <p><u>(5) 中央区自治協議会だより編集部会</u></p> <p>2 <u>前項各号における部会の所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 地域活性化部会</u> <u>産業振興、観光、賑わいづくり など</u></p> <p><u>(2) 福祉・安心安全部会</u> <u>地域包括ケア、福祉、防災・防犯 など</u></p> <p><u>(3) 地域と学校部会</u> <u>地域と学校の連携、青少年健全育成、生涯学習、生活環境 など</u></p> <p><u>(4) 水辺とみなと部会</u> <u>歴史、文化振興、みなと、鳥屋野潟 など</u></p> <p><u>(5) 中央区自治協議会だより編集部会</u> <u>「中央区自治協議会だより」の編集</u></p>	<p>(組織及び役割)</p> <p>第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会とする。</p> <p>2 <u>常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 815 1865 1313"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 815 1155 978">名称</th> <th data-bbox="1155 815 1339 978"><u>拠点と賑わいのまち部会</u></th> <th data-bbox="1339 815 1525 978"><u>人にやさしい暮らしのまち部会</u></th> <th data-bbox="1525 815 1711 978"><u>水辺とみなと</u> <u>のまち部会</u></th> <th data-bbox="1711 815 1865 978">中央区自治協議会だより編集部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="1055 978 1155 1313">分野</th> <td data-bbox="1155 978 1339 1222">商店街 まちなか回遊 都市機能 交流人口 など</td> <td data-bbox="1339 978 1525 1222">教育連携・社会教育 協働 健康・福祉 防災・防犯 生活環境 など</td> <td data-bbox="1525 978 1711 1222">水辺 緑化 歴史・文化 産業 まちなみ など</td> <td data-bbox="1711 978 1865 1313">「中央区自治協議会だより」の編集を行う</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="1155 1222 1865 1313">「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のすがた」における部会の担当分野</td> </tr> </tbody> </table>	名称	<u>拠点と賑わいのまち部会</u>	<u>人にやさしい暮らしのまち部会</u>	<u>水辺とみなと</u> <u>のまち部会</u>	中央区自治協議会だより編集部会	分野	商店街 まちなか回遊 都市機能 交流人口 など	教育連携・社会教育 協働 健康・福祉 防災・防犯 生活環境 など	水辺 緑化 歴史・文化 産業 まちなみ など	「中央区自治協議会だより」の編集を行う	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のすがた」における部会の担当分野					
名称	<u>拠点と賑わいのまち部会</u>	<u>人にやさしい暮らしのまち部会</u>	<u>水辺とみなと</u> <u>のまち部会</u>	中央区自治協議会だより編集部会													
分野	商店街 まちなか回遊 都市機能 交流人口 など	教育連携・社会教育 協働 健康・福祉 防災・防犯 生活環境 など	水辺 緑化 歴史・文化 産業 まちなみ など	「中央区自治協議会だより」の編集を行う													
「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のすがた」における部会の担当分野																	

新（改正後）	旧				備考
<p>3 部会は、所管する分野及び区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項、その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。</p> <p>4（略）</p> <p>第4条 自治協議会の委員は、前条第1項に規定する部会のうち「中央区自治協議会だより編集部会」を除く他の部会（以下「4部会」という。）のいずれか1つの部会へ所属する。</p> <p>2 4部会に所属する委員（以下「部会委員」という。）数は、均衡を図るよう努める。</p> <p>3 「中央区自治協議会だより編集部会」の部会委員は、4部会の部会委員から各2名の委員をもって構成する。</p> <p>4（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則</p>		<p>《魅力的で活力あふれる拠点のまち》</p>	<p>《安心してすこやかに暮らせるまち》</p>	<p>《水と緑が調和したやさらぎのあるまち》《未来につなぐ歴史・文化のまち》</p>	
	<p>3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。</p> <p>4（略）</p> <p>第4条 自治協議会の委員は、前条第2項に規定する常任部会のうち「中央区自治協議会だより編集部会」を除く他の部会（以下「3部会」という。）のいずれか1つの部会へ所属する。</p> <p>2 3部会に所属する委員（以下「部会委員」という。）数は、均衡を図るよう努める。</p> <p>3 「中央区自治協議会だより編集部会」の部会委員は、3部会の部会委員から各2名の委員をもって構成する。</p> <p>4（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則</p>				

新（改正後）	旧	備考
<p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	